



前橋市教育委員会告示第9号

前橋市教育委員会4月定例会を次のとおり招集します。

平成30年4月12日

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

記

1 日 時 平成30年4月17日（火） 午後3時00分

2 場 所 市役所11階南会議室

3 付議事件

(1) 議案第13号 教育財産（土地）の用途廃止について

(2) 報告第1号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

平成30年4月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

- (1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について（総務課）
- (2) 平成30年度教育委員会事務の点検及び評価について（総務課）
- (3) 平成30年度学校施設等整備について（教育施設課）
- (4) 平成29年度末教職員の人事異動の概要について（学校教育課）
- (5) 前橋市青少年健全育成計画「いきいき前橋っ子はぐくみプラン」の改訂について（青少年課）
- (6) 前橋市いじめ防止基本方針の改定について（青少年課）

2 提出議案

議案番号	件名	所管課
13	教育財産（土地）の用途廃止について	生涯学習課
報告1	職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について	総務課

3 その他

- (1) 行事について（総務課）
- (2) 平成29年度市立前橋高等学校卒業生進路状況について（前橋高等学校）
- (3) 平成29年度第4回前橋市社会教育委員会議の開催結果について（生涯学習課）
- (4) 平成29年度第3回前橋市公民館運営審議会の開催結果について（生涯学習課）
- (5) 南橋公民館本館改築工事の概要について（生涯学習課）
- (6) 前橋市立図書館CD紛失について（図書館）

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 4 月定例会
平成 30 年 4 月 17 日（火）
午後 3 時 00 分開議

第 1 会期の決定

第 2 座席の指定

第 3 会議録署名委員の指名

第 4 教育長提出の諸報告

- (1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について
- (2) 平成 30 年度教育委員会事務の点検及び評価について
- (3) 平成 30 年度学校施設等整備について
- (4) 平成 29 年度末教職員の人事異動の概要について
- (5) 前橋市青少年健全育成計画「いきいき前橋っ子はぐくみプラン」の改訂について
- (6) 前橋市いじめ防止基本方針の改定について

第 5 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第 13 号 教育財産（土地）の用途廃止について
- (2) 報告第 1 号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

第 6 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 平成 29 年度市立前橋高等学校卒業生進路状況について
- (3) 平成 29 年度第 4 回前橋市社会教育委員会議の開催結果について
- (4) 平成 29 年度第 3 回前橋市公民館運営審議会の開催結果について
- (5) 南橋公民館本館改築工事の概要について
- (6) 前橋市立図書館 CD 紛失について

職員の人事異動（副参事級以下）の専決について

平成30年4月1日付け職員の人事異動（副参事級以下）について、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第6条第1項の規定により、下記のとおり専決したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成30年4月17日提出

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

記

1 異動 74人

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 副参事級 | 3人 |
| (1) 課長補佐級 | 7人 |
| (2) 係長級 | 21人 |
| (3) 主査、主任、主事級 | 14人 |
| (4) 業務吏員 | 27人 |
| (5) 幼稚園教諭 | 2人 |

2 新規採用 22人（うち割愛採用者19人）3 合計 96人

※ 名簿は、添付省略

教育委員会事務の点検・評価について（実施要領）

前橋市教育委員会

1 点検・評価の趣旨

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第26条）とされていることから、前橋市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会の点検及び評価を行う。

2 具体的な取り組みの考え方

点検・評価の対象は、前年度の教育委員会の活動及び前年度の教育行政方針に基づき実施をした主な施策や事業とする。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ること（法第26条第2項）とされていることから、点検・評価の客観性を確保するため、点検・評価の結果に対して学識経験者から意見を聴取する。

3 本市における平成30年度の点検・評価の取り組み

(1) 点検・評価の対象

平成29年度の教育委員会の活動及び「平成29年度教育行政方針」に位置付けられた事業を基本に点検・評価を行う。

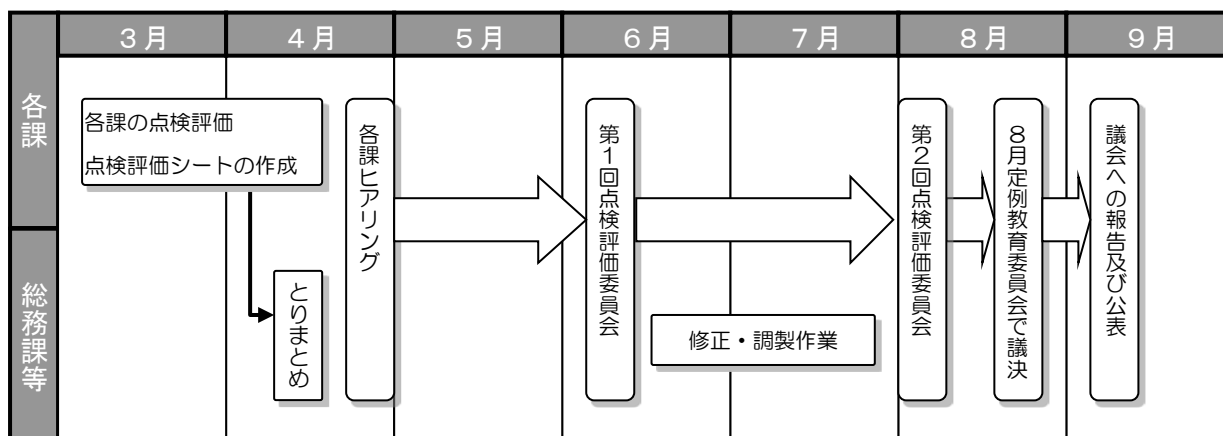
(2) 点検・評価の方法

「教育委員会事務点検及び評価委員会」を設置し、各課が作成した点検・評価シート並びに評価根拠資料等により、客観的な観点から点検・評価を行う。

(3) 学識経験者について

点検及び評価を行うに当たり、学校教育分野1名、社会教育分野2名の計3名の学識経験者から意見を聴取する。

(4) 点検・評価のスケジュール（案）



平成30年度学校施設等整備について

報告 3

(小学校)

事業 年度	事業区分	学校名	事業概要	平成29年度																	平成31年 度に渡る 場合完成 予定	備 考	
				平成29年度			平成30年度																
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
平成30 年度	校舎等新 増改築	原小	エレベーター設置工事																		予定工期 平成30年7月～平成31年2月		
	校舎等大 規模改修	わかば小	校舎大規模改造工事																		予定工期 平成30年6月～同年11月		
		下川淵小 ほか9校	体育館吊り天井撤去工事																		予定工期 平成30年6月～平成31年2月		
		中川小ほ か3校	トイレ大規模改造工事																		予定工期 平成30年6月～同年10月		
		城東小 ほか4校	トイレ大規模改造実施設計																		予定工期 平成30年8月～平成31年2月		
		時沢小 大室小	校舎外壁落下防止実施設計																		予定工期 平成30年9月～平成31年2月		
		プール建設	元総社北小	プール改築工事																	6月末完成	予定工期 平成30年8月～平成31年6月	
	環境改善	桂萱小ほ か6校	空気調和設備改修工事																		予定工期 平成30年6月～同年9月		
		新田小ほ か3校	空調設備大規模改修実施設計																		予定工期 平成30年12月～平成31年2月		

－ 3 －

平成30年度学校施設等整備について

(中学校)

事業年度	事業区分	学校名	事業概要																備考	
				平成29年度			平成30年度													平成31年度 に渡る場合 完成予定
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
平成30年度	校舎等大規模改修	明桜中 (旧天神小)	校舎大規模改造・体育館新築実施設計																予定工期 平成30年2月～平成31年1月	
		みずき中	体育館吊り天井撤去工事																予定工期 平成30年11月～平成31年2月	
		荒砥中	トイレ大規模改造実施設計																予定工期 平成30年8月～平成31年2月	
		元総社中	校舎外壁落下防止工事																予定工期 平成30年7月～同年10月	

(特別支援)

事業年度	事業区分	学校名	事業概要																平成31年度に渡る場合 完成予定	備 考	
				平成29年度			平成30年度														
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
平成30年度	校舎等大規模改修	特別支援	体育館吊り天井撤去工事																	予定工期 平成30年6月～同年9月	
	環境改善		空気調和設備改修工事																	予定工期 平成30年6月～同年10月	

平成 29 年度末教職員人事の概要について

1 県費負担教職員の異動総件数 505 件 (487 件)

【学校教育課】

※ () 内は平成 28 年度末の件数

2 退職

(1) 退職状況 (義務教育学校関係のみ。形式退職は除く)

	校 長	教 頭	教 諭	養 護	栄 養	事 務	合 計
定 年	12(20)	3(3)	41(39)	2(4)	0(0)	3(2)	61(68)
勸 奨	0(0)	2(1)	9(14)	2(1)	1(0)	0(0)	14(16)
一 般	0(0)	0(0)	3(1)	0(1)	0(0)	0(0)	3(2)
合 計	12(20)	5(4)	53(54)	4(6)	1(0)	3(2)	78(86)

(2) 近年の年度ごとの退職者数

	平 18	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29
人数	37	47	55	66	70	58	71	74	69	71	86	78

3 管理職人事

(1) 校長

①校長の異動の状況

	新 任	転 任	転 補	再 任	合 計
小学校	10(10)	1(6)	6(3)	2(1)	19(20)
中学校	3(4)	0(0)	3(0)	2(1)	8(5)
特支学校	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)
合 計	13(15)	1(6)	9(3)	4(2)	27(26)

※校長平均年齢

小学校 56.8
(56.3)中学校 57.5
(56.3)全 体 57.0
(56.3)

※女性校長 12 名-17.6% (12 名-17.6%)

②新任校長の年齢構成と平均年齢

年齢	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48		平 均	合 計
校 長	29 末	2	1	6		2	1		1				55.5	13 人
	28 末		2	5	3		2	2		1			54.9	15 人
	27 末		1	4	4		2	1		1			54.5	13 人
	26 末	4	2	2	1	1			2		1		55.2	13 人

(2) 副校長

①副校長の異動状況

	新 任	転 任	転 補	再 任	合 計
小学校	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中学校	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
特支学校	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)

※女性副校長 0 名-0% (0 名-0%)

②新任副校長の年齢構成と平均年齢

年齢	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	平 均	合 計
副 校 長	29 末			1								56.0	1 人
	28 末						1					53.0	1 人
	27 末							1				51.0	1 人
	26 末				1							54.0	1 人

(3) 教頭

①教頭の異動の状況

	新 任	転 任	転 補	再 任	合 計
小学校	13 (10)	2 (3)	5 (9)	0 (0)	20 (22)
中学校	6 (6)	1 (0)	4 (6)	0 (0)	11 (12)
特支学校	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
合 計	19 (16)	4 (3)	9 (15)	0 (0)	32 (34)

※教頭平均年齢

小学校 53.5
(53.5)

中学校 53.2
(53.6)

全 体 53.4
(53.5)

※女性教頭 13名-18.8% (13名-18.8%)

②新任教頭の年齢構成と平均年齢

年齢	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	平 均	合 計
教 頭	29末		2	2	1	3	3	4	1	2	1	51.2	19人
	28末	1	1	1	1	4	5	2				53.5	16人
	27末	1		2		4	1	2	2	1		51.5	13人
	26末	1	2	1	1	1	4	1	1	1	1	54.0	15人

(4) 女性管理職の人数と割合

	24末	25末	26末	27末	28末	29末
校 長	11 (15.5%)	15 (21.1%)	15 (20.0%)	12 (17.4%)	12 (17.6%)	12 (17.6%)
副校長	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
教 頭	12 (16.7%)	6 (8.3%)	10 (14.1%)	12 (17.4%)	13 (18.1%)	13 (18.1%)

4 教諭の転補・転任・採用

(1) 教諭異動の状況

	小学校	中学校	特支学校	合計
退職	63	45	1	109 (83)
転任	29	24	0	53 (71)
転補	62	40	4	106 (113)
採用	4	5	1	10 (10)
新採	32	15	0	47 (39)
再任用	21	18	0	39 (39)
合計	211	147	6	364 (355)

※退職には形式退職者・再任用者も含める。

(2) 小学校と中学校の交流

	中学校から小学校へ	小学校から中学校へ	合計
校長	1	1	2
教頭	2	2	4
教諭	10	8	18
三職	3	3	6
合計	16	14	30

(3) 異動希望表明

	小学校	中学校	特支学校	合計
申請者	4	4	0	8
成立者	2	0	0	2

5 三職の転補・転任・採用

	養護	事務	栄養職員・教諭	合計
退職	6 (6)	7 (3)	1 (0)	14 (9)
転任	1 (5)	6 (7)	2 (1)	9 (13)
転補	9 (2)	5 (4)	3 (5)	17 (11)
採用	1 (0)	1 (1)	1 (0)	3 (1)
新採	2 (2)	2 (1)	0 (0)	4 (3)
再任用	2 (1)	4 (3)	0 (0)	6 (4)
合計	21 (16)	25 (19)	7 (6)	53 (41)

※退職には形式退職者・再任用者も含める。

6 新規採用教職員

	小学校	中学校	特支学校	合計
教諭	32 (24)	15 (15)	0 (0)	47 (39)
養護教諭	1 (2)	1 (0)	0 (0)	2 (2)
栄養職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事務職員	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
合計	35 (27)	16 (15)	0 (0)	51 (42)

7 市立前橋高校

	校長	教頭	教諭	養護教諭	合計
退職（実質退職）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
転出（形式退職）	0（1）	1（0）	3（4）	0（0）	4（5）
転入（形式採用）	0（1）	1（0）	3（4）	0（0）	4（5）
昇任	0（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
新採用	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）

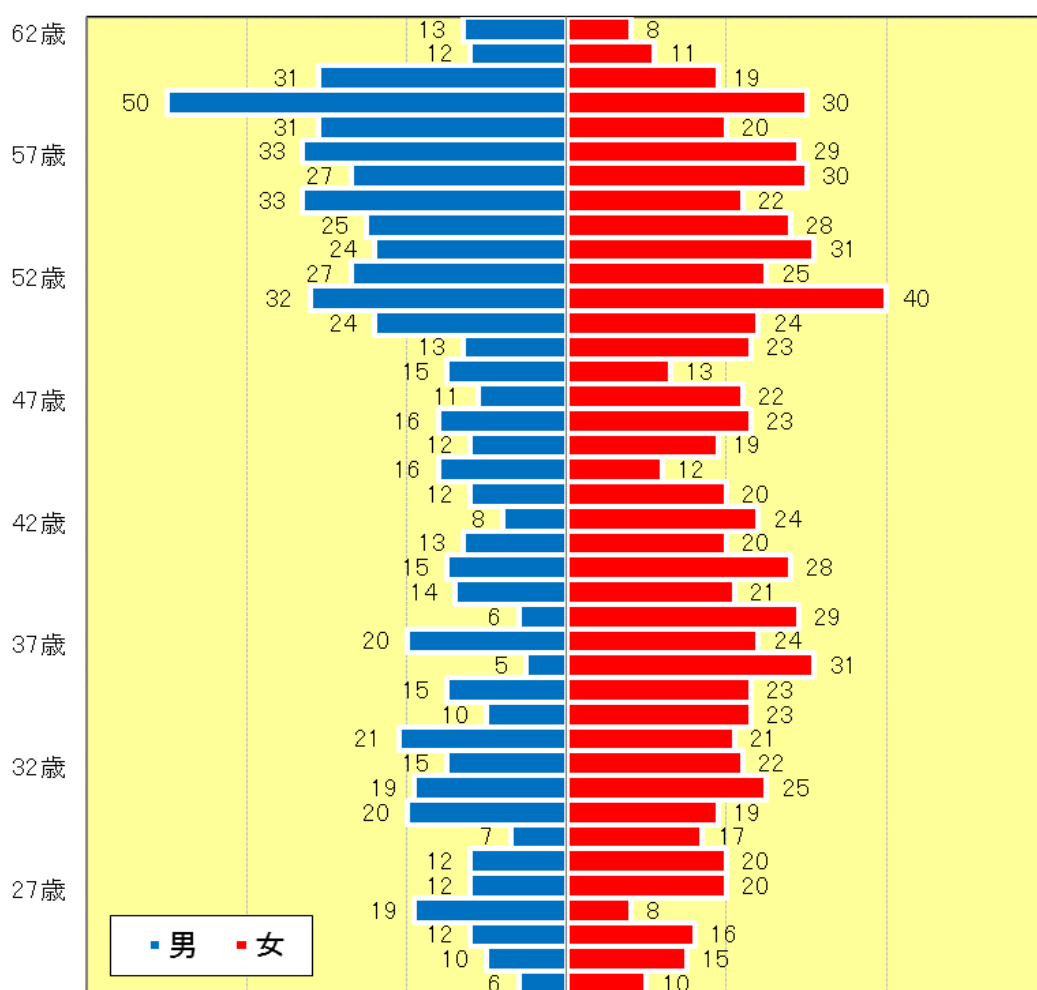
※置籍の指導主事の異動は含まない。

8 市立幼稚園

	園長	教頭	教諭	合計
退職（実質退職）	0（0）	0（0）	2（0）	2（1）
転出（形式退職）	0（0）	1（1）	1（2）	2（3）
嘱託任期满了	1（1）	0（0）	0（0）	1（1）
転補	0（0）	0（0）	1（2）	1（2）
昇任	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
転入（形式採用）	0（0）	1（0）	1（0）	2（0）
嘱託任用	3（3）	0（0）	0（0）	3（3）

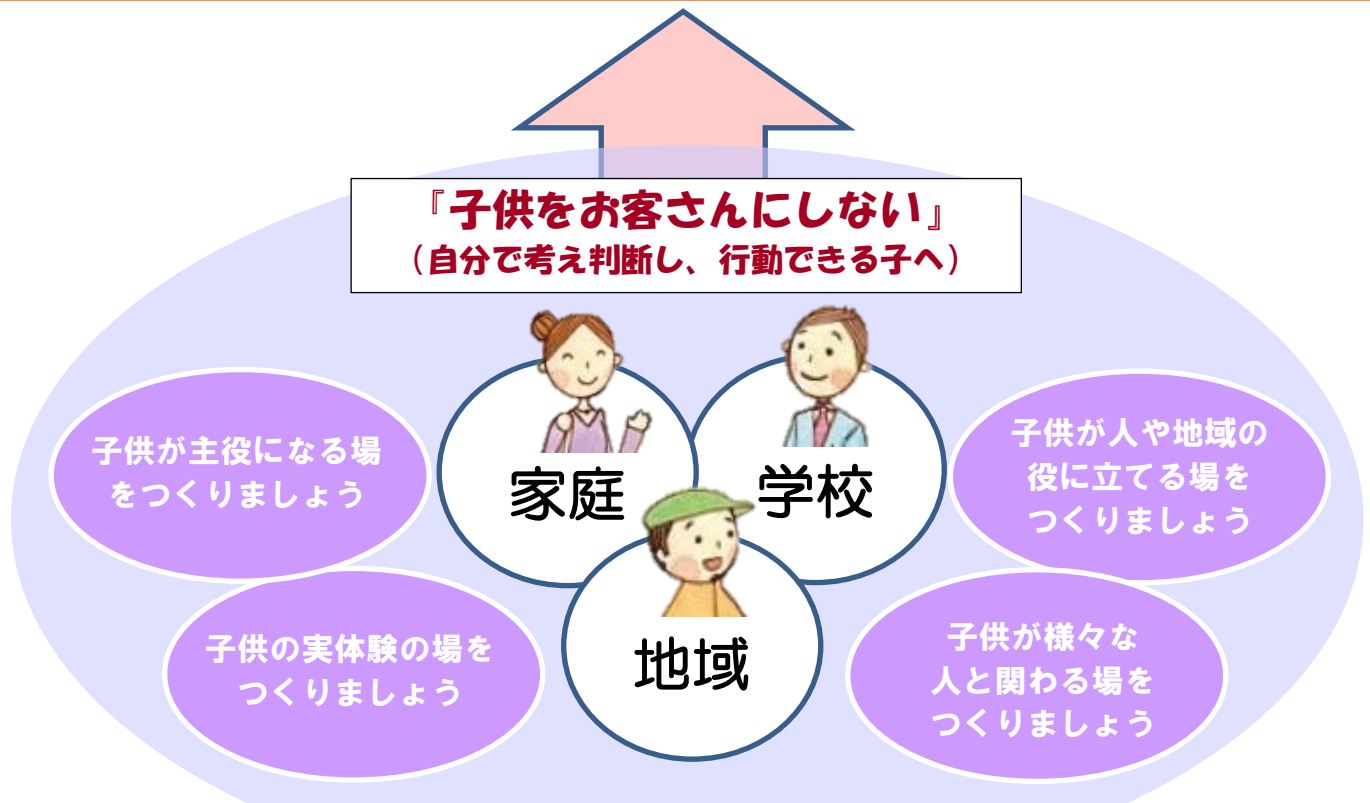
※退職（実質退職）には再任用者も含む。

9 本市学校・幼稚園（市立前橋は除く）の教職員の年齢分布（管理職や再任用者を含む本務者）



いきいき前橋っ子 はぐくみプラン

平成 20 年 5 月策定
平成 22 年 5 月改訂
平成 25 年 4 月改訂
平成 30 年 4 月改訂



● 市民運動の展開テーマ ●
子供の主体性を育てる体験活動を充実させましょう

様々な活動を通して、子供に家庭や地域での役割と責任を自覚させ、
自主・自律に向かう姿勢を育てることに視点を当てて市民運動を展開します。

保護者のみなさんへ

あたたかく育てよう 明日を担う前橋っ子

家庭は

子供の心の第一のよりどころです。

子供と向き合い、

人間性豊かな青少年 を育む

家庭教育を推進しましょう。

自ら進んで
行動する
青少年

互いのよさ
を認め合う
青少年

地域をよりよく
しようとする
青少年

地域を
誇りに思う
青少年



子供を育てるポイント

1

子供の意思や自主性を尊重し、自立心を育てましょう

- 子供の考えをよく聞き、子供の思いを生かせるようなアドバイスをしましょう。
- 子供ができることは子供に任せ、やりとげたときには認めたりほめたりしましょう。
- 子供が自分の意思で決断し行動できる、自己決定の場を与えましょう。

2

相手を思いやるやさしい心を育みましょう

- さわやかなあいさつ、やさしい声かけを心がけ、明るくあたたかい家庭をつくりましょう。
- 保護者が進んで身近な人を大切にし、あたたかく人と接する姿を子供に見せましょう。
- 子は親の鏡。穏やかな心で子供に接し、たくさん愛情を注ぎましょう。

3

親子の共同体験や豊かな実体験の機会を増やしましょう

- ゲームやパソコン、スマホから離れ、親子のコミュニケーションの時間を大切にしましょう。
- 家族の一員として子供に家の手伝いをさせ、やり遂げた充実感と人の役に立つ喜びを味わわせましょう。
- 飼育や栽培などの自然体験、スポーツ体験や文化体験など、子供に様々な経験をさせましょう。

4

地域の行事やボランティア活動に参加しましょう

- 世代を超えて様々な体験のできる地域行事に家族で積極的に参加しましょう。
- 子供にボランティア活動を経験させるなど、主体的に社会に関わろうとする気持ちを育てましょう。

地域みなさんへ

地域みんなで育てよう 明日を担う前橋っ子

わたしたちのふるさと前橋の

明日を担う青少年を、

地域みなさんで育てていきましょう。

家庭や学校とともに、

人間性豊かな青少年の育成を

目指しましょう。

自ら進んで
行動する
青少年

互いのよさ
を認め合う
青少年

地域をよりよく
しようとする
青少年

地域を
誇りに思う
青少年



子供を育てるポイント

1

子供の体験活動を後押ししましょう

- ・地域の様々な活動に積極的に参加し、子供の体験的な活動を支援しましょう。
- ・子供の活動の中に、自ら考え判断する場面を設け、より主体的に取り組めるようにしましょう。
- ・今ある地域行事に子供の活躍の場がないか、計画や実施方法を見直してみましょう。

2

子供との心の交流を図りましょう

- ・地域の子供に積極的に声をかけたり、あいさつを交わしたりしましょう。
- ・様々な行事での世代を超えたふれあいを通して、子供の豊かな心を育みましょう。
- ・大人が自らの行動で模範を示し、子供にとって信頼される大人を目指しましょう。

3

地域のつながりを深めましょう

- ・地域の子供は地域で育てるという意識をもち、子供の健やかな成長を見守りましょう。
- ・子供と大人の世代間交流、大人どうしの交流を深め、まとまりのある地域をつくりましょう。
- ・子育て世代の悩みを共有できるような、開かれた風通しのよい地域づくりに努めましょう。

4

子供に地域のよさを伝えましょう

- ・古くから伝わる伝統行事を子供に体験させ、地域を大切にする心を育てましょう。
- ・地域の歴史や文化、芸能や昔の遊びなど、その価値や楽しさを子供に伝えましょう。

学校教育での取組

●スローガン

多様な人と協働しながら、主体的・創造的に活動する子供を育てます。

<取組の重点>

まえばし学校教育充実指針(夢や希望を育む学校文化の創造)より

学校力を高める
学校経営を
目指します

魅力あふれる
教育活動を
展開します

家庭・地域とつながる学校づくりを推進します

「人間性豊かな青少年」という観点からの取組

■子供が主役になる場をつくるために

- 一人一人が生き生きと学び、互いに認め合ったり協力し合ったりする、居心地のよい集団形成を目指します。
- 児童生徒が企画・運営をする児童会・生徒会活動の工夫や、児童生徒が活躍する学校行事の充実に努めます。

■子供の実体験の場をつくるために

- 学ぶことの楽しさや成就感を体得できるよう、実際にものを作ったり実物に触ったりする学習を推進します。
- 自己有用感や達成感をもてるよう、集団の中で自分の立場や役割を自覚し、最後まで粘り強くやり抜く場面を設けます。

■子供が様々な人と関わる場をつくるために

- PTA と協働した親子行事や学校公開など、地域の大人と関わり、つながる機会を増やします。
- 社会性や豊かな人間性を育めるよう、通常の学級と特別支援学級や特別支援学校との交流活動の充実に努めます。

■子供が人や地域の役に立てる場をつくるために

- 一人一人に活躍の場を与えて、見守り、やり遂げた達成感を味わわせます。
- 児童生徒が学級や学校、地域の役に立ち、自信や自己有用感を高めるために、ボランティア活動の充実に努めます。

青少年健全育成会の取組

●スローガン

子供が主体的に活動に関われるよう、地域活動のあり方を工夫します。

<取組の重点>

- 1 「のびゆくこどものつどい」などの地域行事の中で、子供が主役となって活躍する場面を意図的に取り入れます。
- 2 地区専門部の活動を充実させ、子供との関わりを大切にした健全育成活動に取り組みます。

■子供が主役になる場をつくるために

- 子供が中心となって活躍する行事や、子供の発表や表彰を取り入れた行事を充実させます。
- 子供の自己有用感を高めるために、地域行事に子供の意見を取り入れます。

■子供の実体験の場をつくるために

- 子供の実体験を伴う地域活動や、子供自らが企画や運営に関わる行事を開催します。
- 大人の支援・協力のもと、地域の伝統芸能や歴史・文化を体験する場を意図的に設けます。

■子供が様々な人と関わる場をつくるために

- 子供が地域の様々な世代や立場の人たちとの交流が図れる行事を推進します。
- 家庭や学校への広報活動を工夫し、地域の行事に多くの子供が参加できるように工夫します。

■子供が人や地域の役に立てる場をつくるために

- 「のびゆくこどものつどい」の中学生ボランティアを広く募集するなど、子供が地域に貢献できる機会を充実させます。
- 子供が地域の健全育成活動に参画できるように、標語・絵画の募集を積極的に呼びかけ、ポスターやティッシュの掲示・配布方法を工夫します。

青少年健全育成会とは

地域の青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として自立していくことを願い、青少年健全育成活動を推進しています。

主 な 取 組

青少年の健全育成活動

- のびゆくこどものつどい
- 前橋のこどもを明るく育てる活動
- 地域での世代間交流活動
- 地域の伝統・芸能行事
- ボランティア活動
- 青少年健全育成大会

防犯・環境浄化活動

- 巡回パトロール
- あいさつ・声かけ運動
- 交通指導
- 環境浄化運動
- 美化運動

広報活動

- 啓発活動（ポスター・チラシ・看板の作成）
- 機関紙や広報紙の作成・配付

青少年育成推進員の取組

●スローガン

積極的な非行防止・環境浄化活動等を通して、子供が健やかに育つ地域づくりに努めます。

<取組の重点>

- 1 「あいさつや声かけ運動」を通して子供とのふれあいを深め、非行防止に努めます。
- 2 地域行事に積極的に参加し、世代を超えた交流の中で子供に礼儀やマナーを伝えます。

■子供が主役になる場をつくるために

- 「少年の主張」や「健全育成大会」など、子供が活躍する行事を支援します。
- 学校やPTA、各種団体と連携することで、子供が安全に生き生きと活動する地域をつくれます。

■子供の体験の場をつくるために

- 地域行事での世代間交流活動に積極的に参加し、子供の体験活動を後押しします。
- 子供から大人まで世代を超えて楽しめる行事を企画し、子供の体験の場をサポートします。

■子供が様々な人と関わる場をつくるために

- 「元気なあいさつ」「あたたかい声かけ」に努め、地域のコミュニケーションの輪を広げます。
- 地域の行事に積極的に参加し、子供とのふれあいの場を大切にします。

■子供が人や地域の役に立てる場をつくるために

- 地区内の危険箇所の確認において児童生徒から意見を聞くなどして、子供の声を活動に反映させます。
- 地域の街頭広報活動や啓発活動への中学生の参加を検討するなど、新たな非行防止活動のあり方を模索します。

青少年育成推進員とは

群馬県知事および前橋市教育委員会教育長の委嘱を受け、市の青少年施策に対する協力、青少年の非行防止活動、社会環境の浄化活動を行い、青少年の健全育成を推進しています。

主 な 取 組

青少年健全育成会の事業への協力

- 青少年健全育成会事業の企画・立案への参画
- のびゆくこどものつどい、健全育成大会への協力

環境浄化活動

- 社会環境実態調査
- 違反屋外広告物除却活動

青少年の自立支援・生きがいづくり支援

- 「少年の日・家庭の日」普及活動
- 少年の主張大会
- 地域での世代間交流活動

青少年の非行防止活動

- 春・夏・冬の青少年健全育成運動
- 地域安全パトロールの実施
- 街頭広報活動
- 「ケータイ・インターネット」問題の啓発活動
- 青少年支援センターとの連携

子ども会・子ども会育成会の取組

●スローガン

子供が考え、子供がつくりあげる子ども会活動を推進します。

<取組の重点>

- 1 大人のサポートにより、子供が主体的に計画・実践する活動を広げます。
- 2 高学年のリーダーを中心に、子供どうしで役割を明確にしながら活動します。

■子供が主役になる場をつくるために

- インリーダーの育成を積極的に推進し、高学年の子供の主体的な活動を支援します。
- 様々な行事の中で発達段階に応じた役割を持たせることで、子供が活躍する場面を設けます。

■子供の実体験の場をつくるために

- 育成会行事で子供ができることは子供に任せることで、達成感や成就感を味わわせます。
- 地域に伝わる伝統芸能や歴史・文化などを体験させ、地域を大切にする心情を育てます。

■子供が様々な人と関わる場をつくるために

- 育成会員の連携や広報活動を強化し、多くの子供や保護者が育成会行事に参加して交流できるようにします。
- 自治会や敬老会など、他団体と連携を図り、様々な世代と交流する機会を設けます。

■子供が人や地域の役に立てる場をつくるために

- 育成会行事に子供が主体的に参加し、地域のために活動することで、自己有用感を高めます。
- 行事における子供どうしの関わりを大切に、上級生が下級生へのサポートやアドバイスができるようにします。

子ども会・子ども会育成会とは

子供が地域社会の中でいろいろな人と関わり、様々な活動や社会体験、自然体験を積み重ねることにより、自主性や協調性、創造性など「生きる力」を育むための活動を推進しています。

主 な 取 組

社会的活動

- のびゆくこどものつどい ●歓送迎会 ●お祭り ●クリスマス会
- もちつき大会 ●どんと焼き ●ボランティア活動 ●資源回収 ●クリーン作戦

文化的活動

- 工作 ●ゲーム大会 ●自然観察 ●書道絵画展 ●かるた大会

体育的活動

- ラジオ体操 ●ウォークラリー ●ハイキング ●キャンプ ●球技大会

広報活動・その他

- 機関紙 ●K Y T 講習 ●指導者講習会 ●育成研究会 ●イベント講師

教育委員会（青少年課）の取組

●スローガン

前橋市青少年健全育成計画「いきいき前橋っ子 はぐくみプラン」の周知・活用に努め、健全育成活動を推進します。

<取組の重点>

- 1 子供の科学や文化芸術に対する関心を高め、多様な体験活動の充実を図ります。
- 2 「不登校・いじめ」「非行防止」「被害防止」対策を迅速かつ効果的に進めます。

■子供が主役になる場をつくるために

- 合唱団やジュニアオーケストラ、演劇クラブ、環境冒険隊、宇宙クラブなどの児童文化センタークラブ活動の充実を図り、子供が活躍したり表現したりできる場を提供し、個性や能力、創造性のさらなる伸長を図ります。
- 少年の主張や健全育成標語・絵画作成等の取組により、子供の健全育成活動への積極的な参加を促します。

■子供の実体験の場をつくるために

- 各学校・園と連携した環境・天文・交通教室や自然体験活動、児童文化センターにおける各種教室を充実させ、子供の豊かな体験を通した「主体的な学び」の場の充実を図ります。
- 放課後の遊び場利用における異学年交流を通して、たくましい体や豊かな感性、やさしい心を育てます。

■子供が様々な人と関わる場をつくるために

- 児童文化センターにおける多様な教室や各種イベントなどを通して、子供たちが様々な知識や技能、思いを持った人々と交流できる場を提供し、様々な人と関わり高め合う力を育成します。
- スクールアシスタント・オープンドアサポーター・スクールソーシャルワーカーなど、様々な立場の大人が関わりながら不登校・いじめ対策の充実にも努めます。

■子供が人や地域の役に立てる場をつくるために

- 中学生海外研修事業で身に付けたことを発表する様々な機会をつくり、その成果の普及に努めます。
- 児童文化センターの各クラブの発表の場で多くの人に楽しんでいただき、子供に達成感を味わわせます。

教育委員会（青少年課）

前橋市青少年健全育成計画「いきいき前橋っ子 はぐくみプラン」により、学校や専門機関、地域の健全育成団体と連携して健全育成活動を推進し、人間性豊かな青少年を育成しています。

主 な 取 組

体験・交流活動推進事業

- 中学生海外研修 ●少年の主張 ●成人祝 ●遊び場・ピバビバクラブ(※)
- 児童文化センター事業（環境・天文・交通教室、自然体験活動支援事業、科学・文化芸術に係るクラブや各種教室 等）

※保護者による、小学校の施設を利用した夏季休業中の児童の居場所づくり

健全育成支援事業

- 登下校の安全対策 ●不登校・いじめ対策 ●補導・非行防止活動 ●被害防止活動 ●不審者対策
- 健全育成諸団体との連携

前橋市いじめ防止基本方針

平成 3 0 年 4 月改定

前橋市教育委員会

目 次

はじめに	1 ページ
I 前橋市のいじめ対策	
1 基本理念	1 ページ
2 組織等	2 ページ
(1) 市教委の組織	
(2) 各学校の組織	
II 前橋市教育委員会の取組	
1 「いじめを防ぐ」、「いじめを起こさない」取組	4 ページ
(1) 教育活動の充実	
(2) 研修や啓発活動の充実	
2 「いじめに気づく」、「いじめを見逃さない」取組	8 ページ
(1) 早期発見	
3 「いじめを解決する」、「再びいじめを起こさない」取組	9 ページ
(1) いじめが疑われる事態が発生したときの対応	
(2) いじめと判断したときの対応	
(3) その他	
4 重大事態発生時の対応	11 ページ
○ いじめ対策に関する対応図	12 ページ

はじめに

前橋市教育委員会は、平成24年10月に「いじめ撲滅宣言」を策定し、さらに平成25年度には「いじめ対策室」を設置して、学校や家庭、地域社会と連携し重大な人権侵害であるいじめの根絶に取り組んできました。

このような中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布、同9月に施行され、これに基づき10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が、平成25年12月には「群馬県いじめ防止基本方針」が出されました。これらを受け前橋市教育委員会は、平成26年5月に「前橋市いじめ防止基本方針」を策定し、平成27年4月にはいじめの重大事態に対応するために「学校問題対策専門委員会」を設置しました。

このたび、平成29年3月に国の方針が改定されたことから、本市の現状等を踏まえいじめ対策のさらなる充実と効果的な推進を図るため、「前橋市いじめ防止基本方針」を改定することといたします。

I 前橋市のいじめ対策

1 基本理念

「学力とともに、人間力、そして心を育てる教育を進めます」

(「いじめ撲滅宣言」の基本方針より)

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうるものです。特に嫌がらせやかからかい等の「暴力を伴わないいじめ」については、ほとんどの子供達が加害者にも被害者にもなることがわかっています。軽い気持ちや冗談のつもりで言った何気ない一言が、相手を傷つけることも少なくありません。また、周囲の無関心さや安易な同調が、悪ふざけやかからかいを重大ないじめに変容させてしまうこともあります。その結果、いじめに遭った子供達が不登校や引きこもりになってしまうこともあります。さらには自らの命を絶つという痛ましい出来事も報告されています。このことから、いじめの防止は子供達の命を守ることにともなう緊急で重要な課題であるという認識をもち、学校や保護者、地域、関係機関などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら対応していく必要があります。

特に学校においては、子供達一人一人に、いじめを許さない、いじめに負けない心情をしっかりと育てるとともに、集団全体にいじめに向かわない雰囲気が形成されるよう、すべての教育活動を通して、組織的・意図的・計画的に取り組んでいくことが重要です。また、教職員は日頃から子供達一人一人の実態をきめ細かく把握し、いじめが発生した場合には、迅速かつ的確に対応しなければなりません。

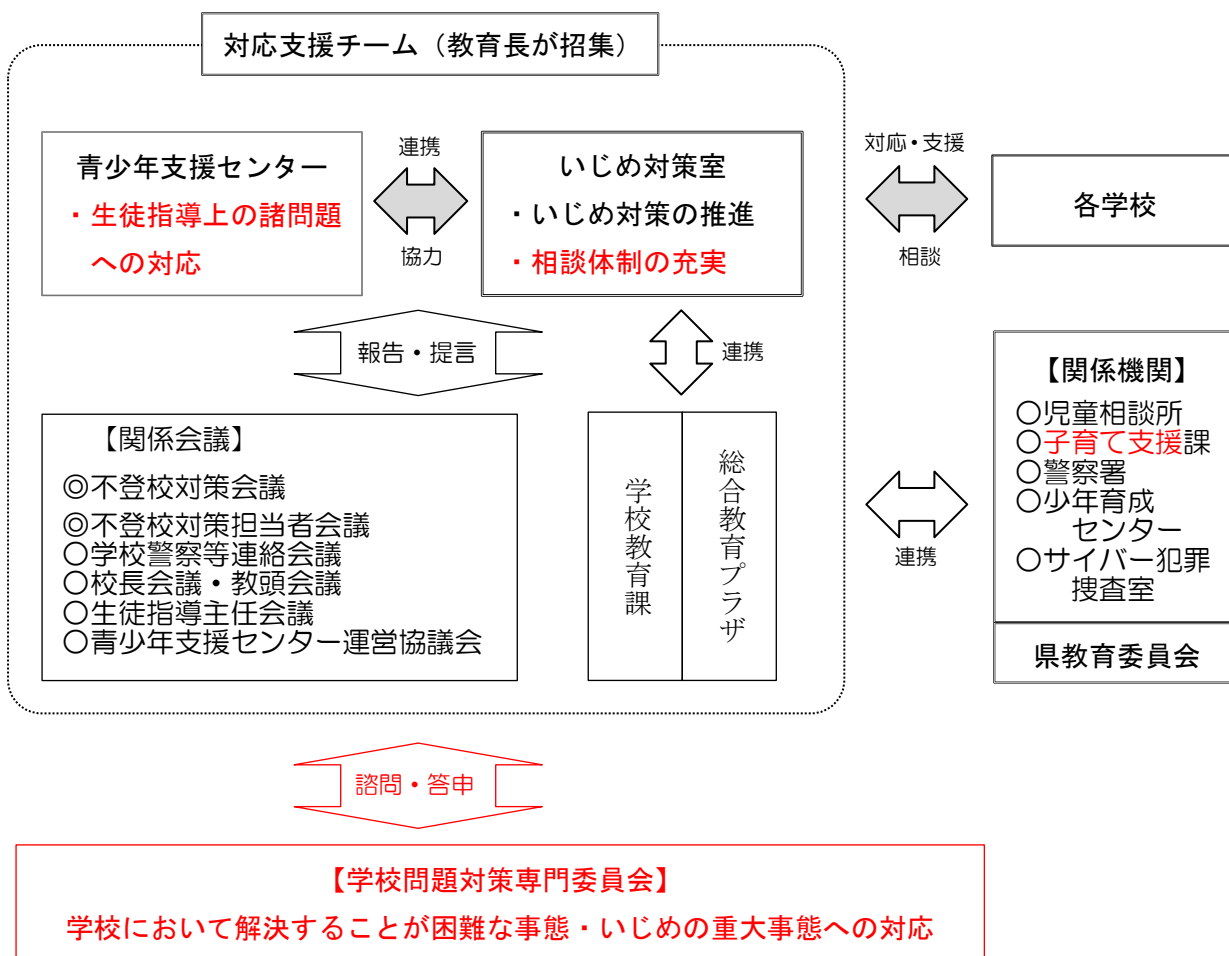
これらを踏まえ、前橋市教育委員会は、関係機関と連携・協力し、子供達が互いに認め合い、安心して生活できる環境を整えることにより、子供達の自己実現に向けて学力、人間力そして心を育てる教育を進めます。

2 組織等

本市におけるいじめ対策は、青少年課いじめ対策室が所管し、青少年支援センターほか市内関係各課、県教育委員会、外部関係機関・団体等との緊密な連携のもとに効果的な推進に努めます。

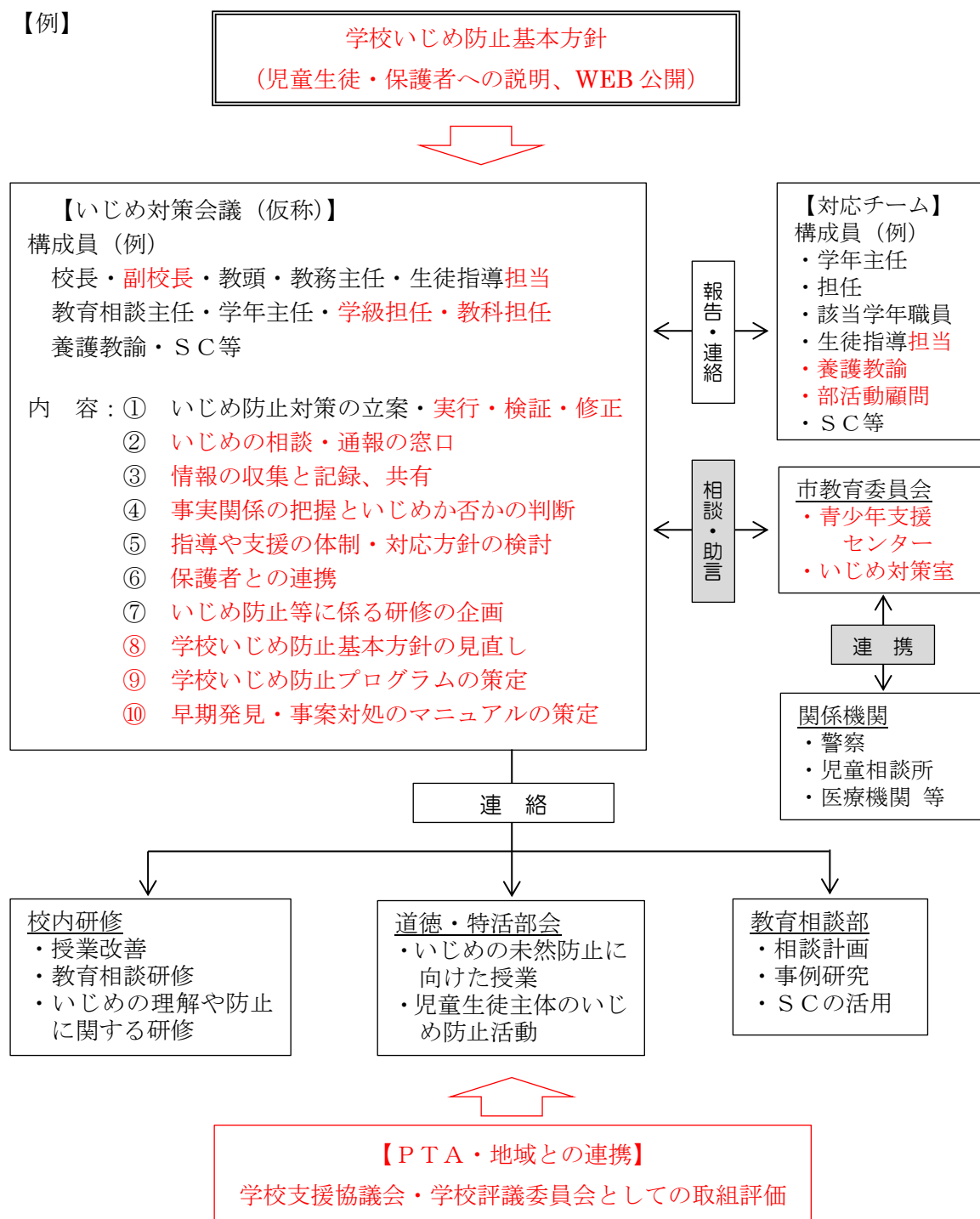
各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ対策会議（仮称）を核として組織的に対応します。

（１）市教委の組織



(2) 各学校の組織

【例】



○学校においては上記の例のように、全職員が共通理解を図り、組織的にいじめ問題に対応します。

○市教育委員会は各学校と連携して、いじめ問題に対応します。

Ⅱ 前橋市教育委員会の取組

1. 「いじめを防ぐ」、「いじめを起こさない」取組

(1) 教育活動の充実

- ① 豊かな情操と道徳心を培い、望ましい人間関係や互いのよさを認め合う取組の充実を図ります。

【市教委の取組】

○道徳・特別活動等の指導資料や体験活動例、リーフレット等（道徳の時間充実資料「授業のつくり方」、「まえばし人間関係づくり推進プラン きずな」、「いじめ対策リーフレット」等）を紹介し、周知・活用を図ります。

○「考え、議論する」道徳の授業づくりについて、指導・助言を行います。

【各学校の取組例】

- *一人一人が活躍できる授業の工夫
- *道徳の時間充実資料「授業のつくり方」等を活用した授業実践
- *特別活動の実践を通じたコミュニケーション能力の育成
- *総合的な学習の時間における集団活動や体験活動の充実
- *帰りの会や学級活動等における、友達の良さに気づく取組や温かな声かけの実践

- ② 児童生徒に集団や社会の一員としての自覚をもたせ、規範意識を高める指導の充実に努めます。

【市教委の取組】

○各種の会議や学校訪問等において、学校・学級経営の充実や児童生徒の生活規律・学習規律の確立に向けた方策について、提案・助言を行います。

○計画訪問や要請訪問等において、自己有用感や共感的な人間関係の育成を目指した指導について、提案・助言を行います。

【各学校の取組例】

- *児童生徒の発達状況に応じて「学習習慣形成のためのヒント集」を活用した、集団生活を送る上でのルールやマナーの必要性和実践についての指導
- *学級における主体的な話し合い活動の充実による児童生徒の相互理解の促進
- *児童生徒の多様な個性や人間関係を見据えた、望ましい集団づくり
- *スクールカウンセラー等を活用したソーシャルスキルトレーニング等による人間関係づくり

③ 児童生徒主体のいじめ防止活動の充実を図ります。

【市教委の取組】

- 各学校の取組をまとめた実践資料を収集・作成し、活用を促進します。
- 中学校区ごとに情報交換の場を設定し、小中の連携を強化します。

【各学校の取組例】

- *児童生徒の主体的ないじめ防止活動の推進
- *「いじめは決して許されないこと」を児童生徒自らに気づかせる児童会・生徒会活動の推進
- *「いじめ防止強化月間（５月・１２月）」「前橋市いじめ防止フォーラム（７月）」「人権週間（１２月）」等に関連した児童会・生徒会活動

④ 多面的な児童生徒理解を推進することにより生徒指導の充実を図ります。

【市教委の取組】

- 計画訪問や要請訪問等において、多面的な児童生徒理解についての手法やその見取りを深める方法について提案します。

【各学校の取組例】

- *いじめ防止の観点を取り入れた、児童生徒の多面的な見取りや教職員間の緊密な情報共有

（２）研修や啓発活動の充実

① 教職員の研修と情報交換の場を充実させ、各学校のいじめ防止対策の推進を図ります。

【市教委の取組】

- 生徒指導主事・主任等を対象に、学校間の情報交換やいじめ防止対策について協議する会議を設定し、各学校のいじめ対策の充実を図ります。

【各学校の取組例】

- *各学校間における情報交換・共有の充実
- *学校いじめ防止基本方針の共通理解及びPDCAサイクルによる点検と見直し
- *職員会議・校内研修等を活用した、情報の共有といじめ対策の推進

② いじめ対策に係る研修を実施して、教職員の資質能力や指導技術の向上を図ります。

【市教委の取組】

- 初任者研修や中堅教員等資質向上研修、転入教職員研修、前橋特別研修等における生徒指導研修やケータイ・インターネット問題に係る研修を実施します。
- 計画訪問や要請訪問等において、人権尊重の視点に立った児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図るために、教師用資料の効果的な活用等について助言を行います。
- 全教職員の教育相談初級取得に向けて、教育相談にかかわる研修を実施し、教職員の相談技術の向上を図ります。

【各学校の取組例】

- *指導体制を確認するための取組チェックシートの活用
- *研修で得た知識や技能を活用した生徒指導・教育相談の推進
- *児童生徒の主体的な活動や協力的な活動を支えるコミュニケーション能力の育成
- *いじめ防止の視点に立った豊かな言語環境の整備

③ インターネット上のいじめについて児童生徒への指導を行います。

【市教委の取組】

- 指導主事による児童生徒対象のケータイ・インターネット教室を各学校で実施します。
- 「まえばしネットスクラム」を推進し、ケータイ・インターネットの価値ある利用について啓発します。

【各学校の取組例】

- *ケータイ・インターネット教室の企画及び実施
- *ネットトラブルの防止に向けた指導

④ インターネット上のいじめを防止するために、保護者や地域への啓発活動を行います。

【市教委の取組】

- 指導主事による保護者や地域対象のケータイ・インターネット教室を実施します。
- 「いじめ防止に向けて、保護者や地域でできること」、「インターネット上のいじめ」等の講座や研修を行います。
- ケータイ・インターネット問題リーフレットを作成し、周知・活用を図ります。

【各学校の取組例】

- *ケータイ・インターネット教室やいじめ防止に係る講座、研修等の場の設定
- *保護者会や懇談会、新入生保護者説明会等における啓発活動の実施

⑤ 地域と連携し、人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。

【市教委の取組】

- 「いきいき前橋っ子はぐくみプラン」の取組の充実に努めます。
- 子供の主体性を育てる体験活動を充実させます。

【各学校の取組例】

- *校区内の健全育成にかかわる行事等への児童生徒の積極的な参加の呼びかけ
- *児童生徒が地域住民とともに行うボランティア活動等の充実
- *障害者や高齢者、幼児等とふれあう機会の設置

⑥ 保護者と連携し、配慮が必要な児童生徒について、日常かつ組織的な支援に努めます。

【市教委の取組】

- 研修等を通して、教職員にいじめが生まれる背景と指導上の注意事項を理解させる機会をつくります。
- 学校として特に配慮が必要な児童生徒（障害のある児童生徒、外国籍の児童生徒等）について、総合教育プラザ特別支援教育室及び関係機関と連携し、特性を踏まえた適切な支援を行います。

【各学校の取組例】

- *発達障害を含む、障害のある児童生徒への個別の教育支援計画や教育指導計画を活用した適切な指導と、個に応じた支援
- *外国籍児童生徒を取り巻く言語や文化等、生育環境の差に対する教職員・児童生徒・保護者等への理解の促進
- *性同一性障害や性的指向・性自認に対する教職員の正しい理解と、当該児童生徒及び家庭のニーズに沿った支援

2. 「いじめに気づく」、「いじめを見逃さない」取組

(1) 早期発見

- ① 各学校からのいじめに関する月例報告等を活用し、いじめの早期発見とともに、関係する児童生徒や保護者の思いを大切にしながら解決に向かいます。

【市教委の取組】

○各学校の月例報告の結果を分析して、解決に向けた効果的な方策を提案します。

【各学校の取組例】

- *いじめチェックシートやいじめアンケートの活用
- *個人ノートや生活ノートの活用
- *アンケート結果や日常の観察を通した、児童生徒の人間関係や悩みの把握
- *いじめの早期発見に向けた教職員間の緊密な情報交換
- *けんかやふざけあいに対する、被害性に着目した職員同士の共通理解
- *給食、清掃、休み時間、部活動等における、全校職員による児童生徒の様子の把握

- ② ネットパトロールを活用し、いじめの早期発見とともに、再発の防止に努めます。

【市教委の取組】

- 専門機関の協力を得てネットパトロールを実施します。
- 指導主事が県警サイバー犯罪捜査室等と連携して、必要な調査を行います。
- 調査結果をもとに、課題と対応策について学校に助言を行います。
- ケータイ・インターネット教室において、ネット上のいじめが重大な人権侵害であることの理解を促進します。

【各学校の取組例】

- *関係した児童生徒に対する調査及び指導
- *ネット上のいじめに対する全校生徒への注意喚起

- ③ いじめの早期発見に向けて各学校の生徒指導・教育相談体制の充実を図ります。

【市教委の取組】

- 生徒指導や教育相談にかかわる研修や情報提供を行い、いじめの早期発見に向けた、各学校の生徒指導・教育相談体制の充実を支援します。

【各学校の取組例】

- *いじめの早期発見の観点を取り入れた、生徒指導・教育相談体制部会の実施
- *いじめ対策組織への迅速な報告と連携

3. 「いじめを解決する」、「再びいじめを起こさない」取組

(1) いじめが疑われる事態が発生したときの対応

学校からの報告や相談を受け、事態の解決に向け協議を行うとともに、必要に応じて以下の対応により実態の把握に努めます。

- ① スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣して、把握した実態をいじめ等の解決に活かします。

【市教委の取組】

- 必要に応じてスクールソーシャルワーカーが、関係児童生徒の見取りを行います。
- スクールソーシャルワーカーが見取った結果をもとに、解決に向けて必要な支援を行います。

【各学校の取組例】

*分析結果に基づいた関係児童生徒の指導と保護者への助言

- ② ネットトラブルへの波及が懸念される場合「携帯電話やインターネットに関する生活実態調査」等を活用し、ネットトラブルの解決や防止に努めます。

【市教委の取組】

- 携帯電話やインターネットの利用状況について調査・分析を行います。
- 各学校に調査・分析結果を示し、ネットトラブルの防止策を提案します。

【各学校の取組例】

- *児童生徒及び保護者対象のアンケート調査の実施
- *ネットトラブルの防止に向けた指導

(2) いじめと判断したときの対応

- ① 学校だけでは解決困難ないじめが発生した場合、学校とともに解決に向けて取り組み、再発の防止に努めます。

【市教委の取組】

- 教育委員会内に対策会議を設置し、情報の収集と対策の検討を行うとともに、指導主事を各学校に派遣し、学校とともにいじめの解決に向けて取り組みます。

【各学校の取組例】

*いじめ対策会議（仮称）を中心とした組織的な対応（調査・指導・保護者との連携）

- ② 必要に応じて各学校のスクールカウンセラーや県教育委員会等と連携して、関係者の心のケアに努めます。

【市教委の取組】

○スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、スクールカウンセラーとともにカウンセリングを実施します。

【各学校の取組例】

* スクールカウンセラーや教育相談主任等を中心とした、関係児童生徒及び保護者のカウンセリング等による心のケアの実施

* 被害児童生徒の心の痛みに寄り添った、全職員による少なくとも3ヶ月間の日常的かつ注意深い観察

- ③ 関係機関と連携し、いじめ問題の解決に当たるとともに再発の防止に努めます。

【市教委の取組】

○警察や児童相談所、子育て支援課等の関係機関との連携を図り、問題の解決に向けて取り組みます。

○必要に応じて、警察のスクールサポーターや児童相談所の職員とともに対応します。

○必要に応じて、警察や児童相談所・子育て支援課等の関係機関と連携し、個別サポートチーム会議を開催します。

【各学校の取組例】

* 関係機関と連携したいじめ問題への対応

* 個別サポートチーム会議の実施

(3) その他

- ① いじめ相談ダイヤルを活用していじめ問題の解決に当たります。

【市教委の取組】

○児童生徒や保護者及び教職員からの相談に対し、指導主事やスクールソーシャルワーカーが直接対応します。

【各学校の取組例】

* 関係児童生徒及び保護者等への事実の把握

* いじめの原因や背景の調査・確認

* いじめ対策会議（仮称）を中心とした組織的な対応（調査・指導・保護者との連携）

4. 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合、「学校問題対策専門委員会」に諮問し、学校とともに対応します。

【市教委の対応】

- 重大事態の発生後、直ちに担当指導主事等を派遣し、学校を支援します。
- 市長及び県教育委員会に報告するとともに、前橋市学校問題対策専門委員会（注）に諮問して必要な調査を行うとともに迅速に対応します。
- 調査によって明らかになった事実関係等の必要な情報については、学校を通じていじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、関係者の個人情報に十分配慮して説明します。
- 市長が必要と判断した場合、市の調査機関が再調査を行います。

（注）：平成２７年４月に条例設置された教育委員会の附属機関。

【各学校の対応】

- ・市教育委員会への報告
- ・市教育委員会と連携した対応
- ・いじめ対策会議（仮称）を中心とした組織的な対応
- ・関係児童生徒及び全職員に対する聞き取り調査の実施
- ・児童生徒へのアンケート調査の実施
- ・関係児童生徒の保護者への連絡・対応
- ・市教育委員会と連携した保護者・地域・報道機関等への対応
- ・関係児童生徒及び保護者の心のケア
- ・他の児童生徒への対応と心のケア

＜参考＞「重大事態」について（群馬県いじめ防止基本方針 P8 脚注 36 抜粋）

重大事態とは、法２８条の規定に基づき、次の場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」とは、３０日を目安とする。

なお、重大事態の調査に当たっては、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意する。

いじめ未然防止の取組

「学力」・「人間力」・「心」を育む教育
(豊かな人間関係を育むための組織的・計画的な教育の推進)

各学校の目指す児童・生徒像

いじめ防止対策

教育活動の充実

集団活動や
体験活動の充実

コミュニケー
ション能力
の育成

一人一人が
活躍できる
授業の展開

児童生徒主体の
いじめ防止活動

多面的な
児童生徒理解

研修や啓発活動の充実

研修活動

いじめ対策に
ついての
共通理解

ネットトラブル
の防止に向けた
指導の充実

いじめや生徒指導
の諸問題に係る
研修の充実

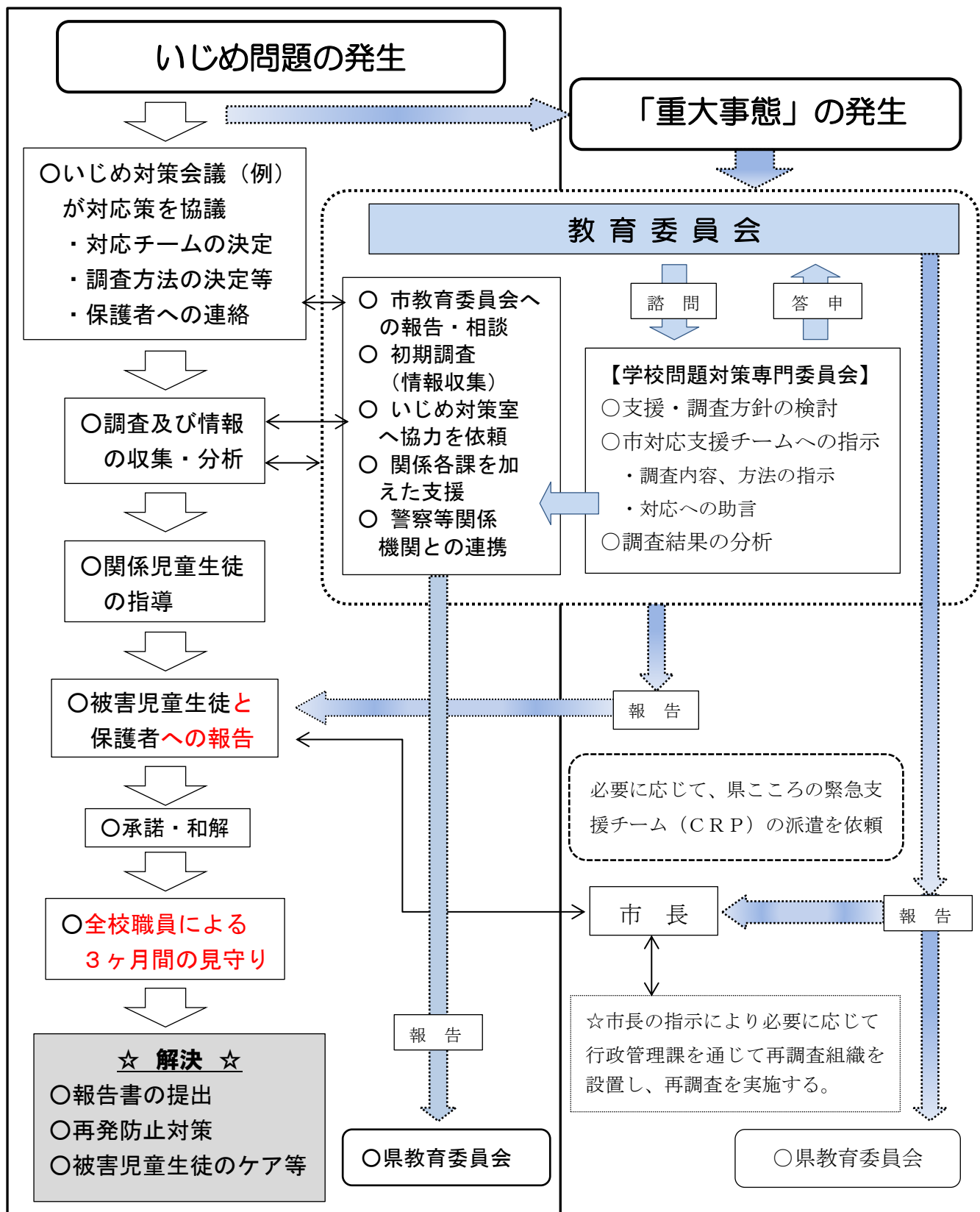
啓発活動

地域と連携した
ボランティア
活動の充実

インターネット
問題についての
啓発活動の充実

学校全体で進める生徒指導

いじめ問題発生時の対応



教育委員会議案第 13 号

教育財産（土地）の用途廃止について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき管理している教育財産（土地）について、次のとおり用途を廃止しようとする。

平成 30 年 4 月 17 日提出

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

記

1 対象物件

土地

前橋市城南公民館（前橋市二之宮町 1320 番 1）の一部

（5587.25 m²のうち 765.57 m²）

2 用途廃止の理由

城南公民館用地の一部について国道 50 号拡幅用地として必要となったため用途を廃止しようとするもの

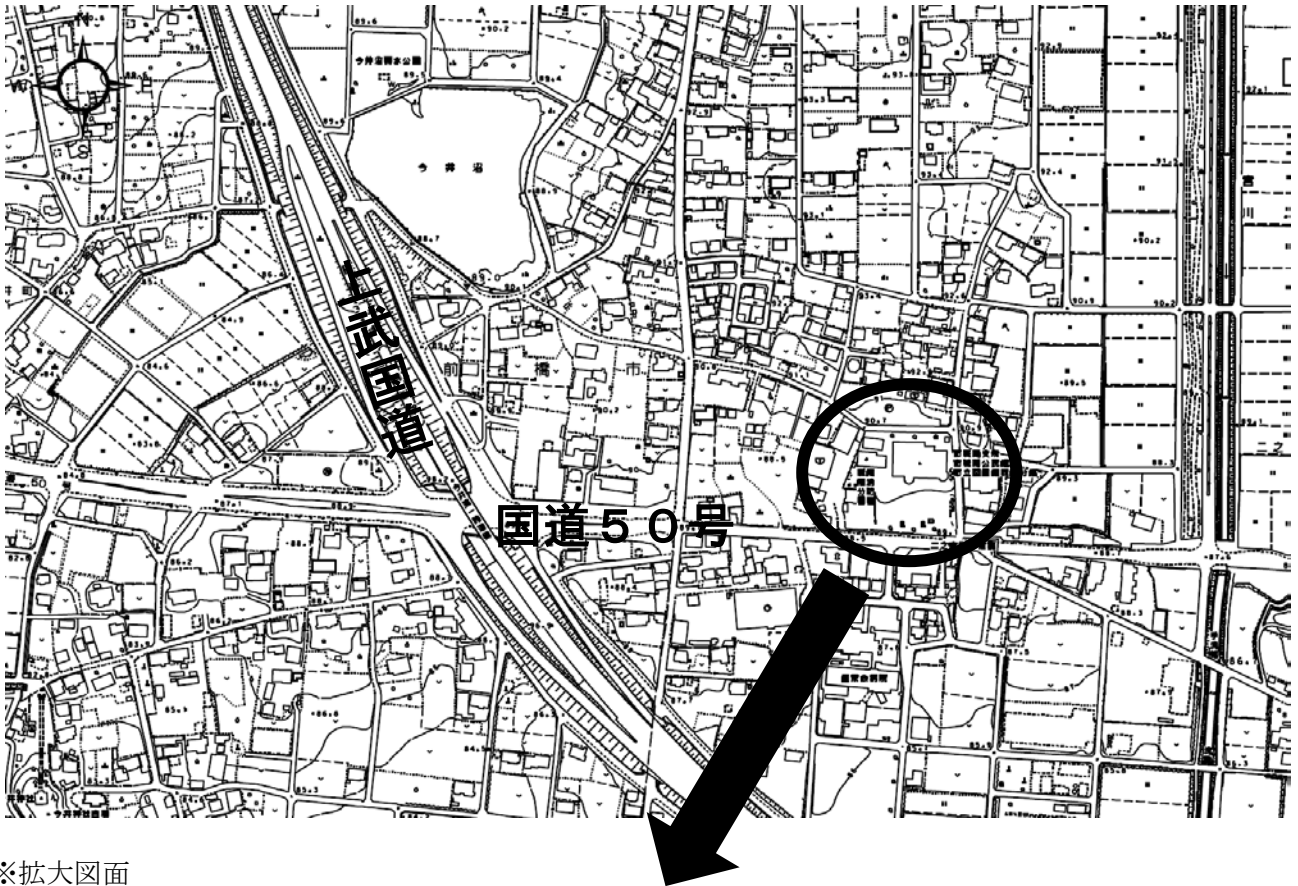
3 用途廃止後の措置

市長（資産経営課）と土地の引継ぎについて協議を行う

4 位置図

別紙のとおり

位置図



※拡大図面



報告第 1 号

職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

平成 30 年 4 月 1 日付け職員の人事異動（課長級以上）については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 52 年前橋市教育委員会規則第 11 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成 30 年 4 月 17 日提出

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

記

所 属	区 分	職	氏 名	転 出 入 先		備 考
				所 属	職	
事 務 局	転入者	教育次長	根岸 隆夫	前橋工科大学事務局	参 事	
	転出者	教育次長	橋本 誠次	—	—	定年退職
総 務 課	転入者	課 長	田村 聡史	市 政 発 信 課	課 長	
	転出者	参 事	小島 順子	会 計 室	参 事	
教 育 施 設 課	転入者	課 長	井野 寿志	建 築 指 導 課	課 長	
	転出者	課 長	大館 勉	清 掃 施 設 課	課 長	
学 校 教 育 課	転入者	課 長	青木美紀夫	芳 賀 中 学 校	校 長	割愛退職
	転出者	課 長	川上 辰幸	上川淵小学校	校 長	割愛採用
前橋高等学校	転入者	事務長	武井 裕之	衛 生 検 査 課	副参事	異動昇任
	転出者	参 事	中澤 修司	—	—	定年退職
生 涯 学 習 課	転入者	課 長	若島 敦子	産 業 政 策 課	課長補佐	異動昇任
	転出者	参 事	小崎 昭一	会 計 管 理 者	会計管理者	
青 少 年 課	転入者	課 長	渡邊 隆志	桂 萱 東 小 学 校	校 長	割愛退職
	転出者	課 長	時澤 秀明	城 東 小 学 校	校 長	割愛採用
総合教育プラザ	転入者	館 長	山中 茂樹	宮 城 小 学 校	校 長	割愛退職
	転出者	館 長	高木 威	箱 田 中 学 校	校 長	割愛採用
図 書 館	転入者	参 事	栗木 佳香	図 書 館	館 長	昇 任
	転出者	—	—	—	—	—

教育委員会5月行事予定表

その他 1

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	火				
2	水				
3	木	憲法記念日			
		「こども春まつり」(3～6日)	9:00～16:30	児童文化センター	青少年課
		こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
4	金	みどりの日			
		こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
5	土	こどもの日			
		こども図書館員(図書館員体験 市内小学生10人公募)	10:00	こども図書館	図書館
6	日				
7	月	前橋市教職員全体研修会	14:00	ベイシア文化ホール	総合教育プラザ
8	火				
9	水	桃井小校舎等竣工式	10:00	桃井小体育館	教育施設課
10	木	市P連広報研修会	10:00-12:00	総合福祉会館	学校教育課
11	金	ブックスタートボランティア登録証交付式及び研修会	9:30	中央公民館視聴覚スタジオ	図書館
12	土				
13	日				
14	月	移動音楽教室(中)①	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課
15	火	生涯学習奨励員連絡協議会総会	13:30～	中央公民館3階ホール	生涯学習課
16	水	教育委員会5月 定例会	15:00	11階南会議室	総務課
		前橋市教育支援委員会 第1回全体会	13:30	総合教育プラザ63研修室	総合教育プラザ
17	木	保幼小連携地区ブロック全体会	15:00	総合福祉会館	総合教育プラザ
18	金				
19	土				
20	日				
21	月				
22	火				
23	水				
24	木				
25	金	市P連定期総会・懇親会	16:00-20:00	前橋テルサ	学校教育課
		群馬県公民館連合会総会及び研修会	13:00	中央公民館3階ホール	生涯学習課
26	土				
27	日				
28	月	移動音楽教室(中)②	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課
29	火	学校警察等連絡会議全体会	15:00	総合福祉会館	青少年課
30	水	移動音楽教室(小)③	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課
31	木	移動音楽教室(小)④	10:30～11:30 14:00～15:00	昌賢学園まえばしホール	学校教育課

教育委員会6月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	金				
2	土	中学生海外研修 結団式	9:30	児童文化センター	青少年課
3	日				
4	月	前橋市読み聞かせグループ連絡協議会総会及び第1回研修会	10:00	中央公民館501・502学習室	図書館
5	火	前橋市学校交通安全連絡協議会総会 市P連青パト講習会	13:30 18:30～19:30	総合福祉会館 総合福祉会館	学校教育課
6	水				
7	木				
8	金				
9	土				
10	日	大室古墳群公開イベント	10:00～15:00	大室公園	文化財保護課
11	月				
12	火	教育委員会6月定例会	15:00	11階南会議室	総務課
13	水				
14	木				
15	金				
16	土				
17	日				
18	月	前橋市読み聞かせグループ連絡協議会 第2回研修会	10:00	中央公民館501・502学習室	図書館
19	火				
20	水				
21	木				
22	金				
23	土				
24	日				
25	月				
26	火				
27	水	第40回少年の主張前橋大会	13:00	総合福祉会館	青少年課
28	木				
29	金				
30	土				

その他 2

合格者・内定者のべ人数一覧 ()は過年度卒内数

進路	大学	短大	専修・各種	就職	その他	合計
平成29年度	154	16	43	2	17	232
平成28年度	148	21	42	11	9	231
平成27年度	156	16	43	9	13	237
平成26年度	144	19	64	6	7	240
平成25年度	127	20	58	8	21	234
平成24年度	134	15	72	2	12	235
平成23年度	125	21	50	9	28	233
平成22年度	114	29	62	11	19	235
平成21年度	128	29	57	5	17	236
平成20年度	112	32	68	11	13	236

1 大学		2 短期大学		3 各種・専門学校		4 就職・公務員	
【国公立大学】	25 (2)	桜美林大	1	関東学院大	2	高崎医療センター附看護	6
群馬大	6 (1)	東京工科大	2	神奈川工科大	7	前橋東看護	3
秋田大	1	明星大	3	日本文化大	1	伊勢崎敬愛看護	6
新潟大	1	東京農大	1	日本工大	2	渋川看護	1
群馬県立女子大	3	東京都市大	2	湘南工科大	2	太田医療技術	1
群馬健康科学大	2	東京家政大	1	実践女子大	2	北里大学看護	1
高崎経大	3	高崎健康福祉大	25	日本女子体育大	1	横浜中央病院付属看護	1
前橋工科大	3 (1)	共愛前橋国際大	16	東京成徳大	1	東京女子医科大学看護	1
長野大	2	群馬医療福祉大	8	目白大	2	群馬歯科衛生士	1
山梨県立大	1	群馬パース大	16	洗足学園音大	1	群馬動物	1
兵庫県立大	1	高崎商大	13	跡見学園女子大	2	群馬法科ビジネス	6
福知山公立大	1	桐生大	2	山梨学院大	2	高崎ビューティーモード	3
熊本県立大	1	東京福祉大	8	帝京科学大	1	前橋医療福祉	1
		関東学園大	1	東海学院大	1	大原学園	3
		上武大	9	金沢学院大	1	フェリカ建築&デザイン	1
【私立大学】	254 (11)	育英大	1	金沢工業大	1 (1)	東日本栄養医薬	1
法政大	3 (1)	駿河台大	4	新潟医療福祉大	1	太田情報商科	1
諏訪東京理大	1	平成国際大	1	新潟薬大	1	東日本ブライダル・ホテル・トラベル	1
芝浦工業大	1 (1)	東京国際大	1	新潟工科大	1	東日本製菓	1
日本大	2 (1)	和光大	1	東北学院大	2	日建工科	1
東洋大	7	埼玉工大	9	東日本国際大	1	群馬理容	1
駒澤大	5 (3)	城西大	4	静岡産業大	1	育英メディカル	1
専修大	3	日本薬大	1	静岡理工科大	1	動物看護	1
東京経大	4	文京学院大	2	松本大	1	東京日建工科	1
武蔵大	1 (1)	日本医療科学大	4	大阪物療大	1	日本美容	1
獨協大	3	人間総合科学大	1			東京メディカルスポーツ	1
武蔵野大	1	淑徳大	1	2 短期大学	20	埼玉歯科技工士	1
神奈川大	5	足利工大	2	育英短大	7	エコール辻 東京	1
大東文化大	8	白鷗大	3	東京福祉大短大	1	HAL TOKYO	1
東海大	8 (1)	国際医療福祉大	1	桐生大短大部	3		
亜細亜大	1	千葉科学大	1	明和学園短大	1	4 就職・公務員	2
帝京大	4	中央学院大	1	新島学園短大	5	上毛電気鉄道株式会社	1
文教大	1	秀明大	2	関東短大	1	自衛官候補生(航空)	1
千葉工大	1	帝京平成大	1	帝京短大	1		
玉川大	2	城西国際大	1	洗足こども短大	1		
国土館大	3 (2)	相模女子大	1				

	男	女	計	県内	県外
国立大	3	4	7	5	2
公立大	2	14	16	10	6
私立大	61	70	131	59	72
大学計	66	88	154	74	80
短大	1	15	16	14	2
専修・各種	10	33	43	35	8
民間就職	1	0	1	1	0
公務員	0	1	1	0	1
進路努力継続中	14	3	17	16	1
無業・その他	0	0	0	0	0
合計	92	140	232	140	92

平成 29 年度第 4 回前橋市社会教育委員会会議の開催結果について

日 時	平成 30 年 3 月 20 日（火）午前 9：30～11：30
場 所	前橋市中央公民館 507 学習室
出 席 者	（委員：9 名） 安保博史、清水和夫、大森昭生、森谷 健、高口宏明、川原由美子 酒井一雄、荻野千槍、黛 若葉 （欠席：3 名） 石川京子、太田ひとみ、荒井佑介 （事務局：15 名） 塩崎教育長、橋本教育次長、林指導担当次長 小島総務課長、小崎生涯学習課長 他 5 名
議 題	（1）コミュニティセンターにおける今年度の取組に対する評価について （2）公民館における今年度の取組に対する評価について （3）次年度の社会教育委員会会議の取組の方向性について
結果概要	第 2 期教育振興基本計画及び平成 30 年度教育行政方針の概要について、教育長から説明を行った。その後、（1）～（3）の議題について協議が行われた。 （1）コミュニティセンターにおける今年度の取組に対する評価について及び（2）公民館における今年度の取組に対する評価について はじめに事務局から、社会教育委員会会議での意見、中間報告、提言を受けて進めている社会教育事業の充実に向けたコミュニティセンター・公民館の取組について説明し、それを受けて協議が行われた。 （3）次年度の社会教育委員会会議の取組の方向性について ・前橋のモデルとなる桃井小と第一コミュニティセンターの関わり方 ・公民館・コミュニティセンターにおける社会教育事業のさらなる充実 ・学生（高校生・大学生等）の人的資源としての活用・支援の在り方の 3 点を中心に協議を進めることが確認された。
主な意見等	○コミュニティセンター職員研修がとても充実していたように思う。次年度以降の研修では、学校と地域で子ども達を育てていく上での役割についても取り上げてもらえればと思う。 ○第一コミュニティセンターは直営での運営となるが、学校とコミュニティセンターがきちんとした方向性を持って接点を作っていくことが重要だと感じる。 ○コミュニティデザインや事業区分の見直しと一覧表の作成により公民館の事業が見える化されたことで、各公民館において自分達の事業を振り返り評価することが可能となり、とてもよいことだと思う。 ○公民館事業の見える化が図られたので、他の公民館のよいものを積極的に取り入れて互いに高めていけるとよい。 ○高校生や大学生等の学生達の可能性に着目し、地域課題を共有していく機会があってもよいと思う。

平成 29 年度第 3 回前橋市公民館運営審議会の開催結果について

日 時	平成 30 年 2 月 21 日 (水) 午後 1 : 30 ~ 3 : 05
場 所	中央公民館 501・502 学習室
出 席 者	○審議会委員 13 人 依田委員長、藤村副委員長、谷田委員、荒井委員、大井委員、金井委員、鈴木委員、萩原委員、井熊委員、田子委員、田口委員、松本委員、井上委員 (欠席委員 2 人：福島委員、野口委員) ○事務局 19 人 小崎参事兼生涯学習課長、岩瀬補佐、佐藤係長、各地区公民館長 (14 人)、橋本副主幹、富川主事
議 題	1 議事 子どもの頃から親しむ公民館づくりについて 2 事務連絡 群馬県公民館連合会総会及び研修会について
結 果 概 要	当会議における意見を反映させた「報告書(案)」を各委員に提示し、修正や追記等の必要があるか再度意見を求めた上で整理し、最終的な「報告書」として取りまとめることとされた(委員任期中にもう一度会議を開催するかについては正副委員長に一任された)。
主な意見等	①子どもをお客にしないということは大事だが、子どもたちの好きなことをさせるにしても、そこに何か仕掛けがないと膨らまない。仕掛けを用意するうえでは、今の子どもたちが何を考えているか、何をしたいか、何ができると思っているのかを引き出すことが重要となる。 ②中学生に「企画書」を書かせてみるのも面白い。今の中学生は、公民館で何ができるか分からない状態だと思う。公民館に行くことで、実際にその場に行かなければ分からない何かを感じ、「こんなことができるのではないか」と気づいてくれるようになると良い。 ③公民館にどのようなイメージを持っているか、公民館をどのように使えたらいいか、公民館でしてみたいことなど、子どもたちが思っていることを拾い上げていくことで、ニーズを把握しやすくなり、「子どもの頃から親しむ公民館づくり」につながっていくと思う。 ④子どもたちが自分たちで立案して実行できるようになることを進めていくためには、子どもたちからの意見を引き出す「仕掛け人」が地域や公民館に必要となる。 ⑤公民館を社会科見学した小学生が「社交ダンスを大勢でやっていて、自分たちも一緒に踊ってみたかった」と話していたことから、子どもたちが大人の公民館活動を一緒に体験することで、公民館に親しむきっかけになれば良い。

南橘公民館本館改築工事の概要について

生涯学習課

1 基本方針

老朽化した本館の耐震化のための改築工事を実施します。新しい建物内にエレベーターを設置し、2階部分に別館との連絡通路を設けることで、施設環境の改善を図ります。

2 工事概要

鉄骨造2階建て

延べ床面積（2階連絡通路部分含む）1,153.43㎡

主な部屋

1階・・・事務室、造形創作室、料理実習室、会議室、交流スペース、トイレ

2階・・・和室（2部屋）、多目的室、トイレ、別館との連絡通路など

3 事業経緯及び今後の計画等

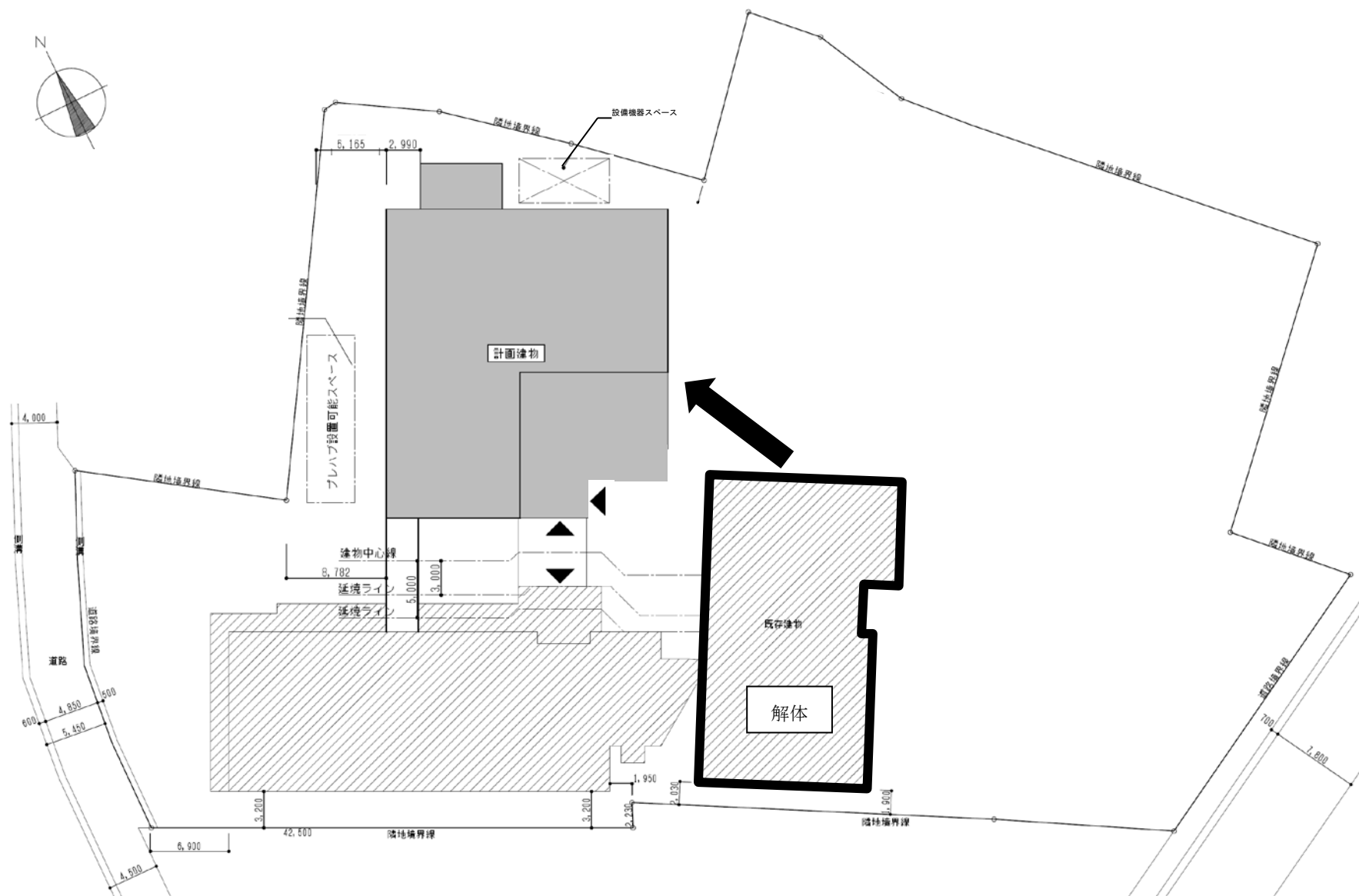
平成28年度～29年度 基本設計

平成29年度 実施設計、埋蔵文化財試掘調査

平成30年度 埋蔵文化財本掘調査、建物本体工事（1年目）

平成31年度 建物本体工事（2年目）、旧本館解体工事

南橋公民館計画建物位置図



會議室

料理實習室

造形創作室

事務室

多目的室 2

多目的室 1

和室 2

和室 1

■経過

- 2月22日（木）東分館において、不明のCD資料が存在したため、全館で調査を開始。
調査の結果、216点が書架なしとなる。
対策として、館内の巡回強化、館内掲示を行った。
- 23日（金）新前橋交番へ出向き事情の説明と巡回を依頼。
- 3月14日（水）被害の拡大を防ぐため貸出方法の変更について教育次長と協議
教育長決裁により各分館で貸し出し方法を変更
（当面CDはカウンターでの貸出とする）
- 19日（月）216点について前橋警察へ被害届を提出 非81号で受理される。
- 23日（金）読売新聞からの取材を受ける。
- 25日（日）読売新聞に記事が掲載される。
上毛新聞、毎日新聞、日本テレビ、TBSからの取材を受ける。
- 26日（月）毎日新聞、上毛新聞に掲載される。
早朝、TBSのニュースで報道される。
テレビ朝日、日本テレビ、NHK、群馬テレビ、産経新聞の取材を受ける。
昼頃、テレビ朝日でのニュースで報道される。
- 27日（火）産経新聞に掲載される。
朝日新聞の取材を受ける。
- 28日（水）追加で101点が書架なしと判明。
- 30日（金）101点について前橋警察へ被害届を提出、非侵入90番で受理される。
- 4月 4日（火）朝日新聞に記事が掲載される。

■各館の被害状況

	（3月19日提出分）	（3月30日提出分）	
本館	13	5	
上川	5	3	
桂萱	16	0	
南橋	23	9	
プラザ	13	0	
大胡	10	14	
元総社	10	2	
総社	10	1	
富士見	15	0	
城南	22	2	
清里	17	1	
こども	1	0	
東	61	32	
宮城	0	32	
計	216点（627,273円）	101点（301,684円）	合計 317点（927,957円）

■今後の対応について

現在、CDを書架から貸し出しカウンター内に移し、利用者から申請を受けて引き渡していますが、書架に空箱を置きカウンターで引き換える方法に順次変更し、全分館での実施を早期に行います。
今後も、利用者の利便性を確保しながら、市民の財産を守って行きます。